

特定生産緑地指定必要書類一覧

	必要書類	備 考
①	特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意書	都市計画課 HP に掲載 1 筆ごとに 1 部作成
②	当該生産緑地の区域を示す図面	窓口確認で省略可 1/2500 地図に赤線で位置を記入
③	土地登記事項証明書	全国の法務局で発行 (岸和田支局：上野町東 24 番 10 号) 発行 3 ヶ月以内、1 筆ごとに 1 部必要
④	印鑑登録証明	住民登録地の市区町村※で発行 発行 3 ヶ月以内、複数筆に対して 1 部で可 ※岸和田市の場合、市民課、山滝支所、サービスセンター。発行には印鑑登録証及び手数料 1 通につき 300 円が必要
	委任状	本人以外が持参する場合 複数筆に対して 1 部で可

※ 取寄せて頂く書類③、④において、土地所有者等の住所が違う場合は、住所の変遷を確認できる書類（住民票、戸籍の附票等）の添付をお願いします。

その他申出に際してご不明な点については、岸和田市都市計画課
[電話 072 (423) 9629] までお問い合わせ願います。

記入例

岸和田市長 様

実印

令和 2 年 8 月 1 日

所有権者の代表者の捺印（実印）

住 所 岸和田市〇〇町〇〇番〇〇号

（自署又は記名押印）

所有権者の代表者

氏 名 岸和田 太郎

連絡先 072 - 441 - ××××

特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意書

下記の生産緑地の特定生産緑地への指定について、農地等利害関係人の同意を添えて申し込みます。

記

1. 特定生産緑地指定を希望する生産緑地

当初指定から 30 年経過する日

所在地	地目	地積（㎡）	生産緑地指定日	申出基準日
岸和田市 岸城町〇番	田	801	平成4年8月18日	令和4年8月18日

2. 農地等利害関係人の同意

権利種別	氏名	住所	押印 （実印）
所有権 抵当権 その他（ ）	岸和田 太郎	岸和田市〇〇町〇〇番〇〇号	実印
所有権 抵当権 その他（ ）	岸和田 桃子	岸和田市〇〇町〇〇番〇〇号	実印
所有権・抵当権 その他（ 小作権 ）	田畑 緑	岸和田市××町△番△号	実印
相続税（贈与税）の納 税猶予にかかる抵当権	税務署名 岸和田税務署		

登記簿に記載されている権利者（地役権除く）及び小作権者

3. 添付書類

①本指定意向兼同意書

②当該生産緑地の区域を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面（窓口確認で省略可）

③土地登記事項証明書（全部事項）（発行 3 ヶ月以内）

④印鑑登録証明（利害関係者全員分）（発行 3 ヶ月以内）

納税猶予がある場合、登記簿に記載されている取扱庁を記入。
同意取得は市より一括して行います。

当初同意書番号

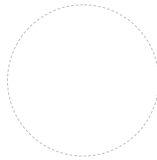
受付日時点地区名

記載不要

※同意書は 1 筆ごとに作成してください

※土地所有者も「2. 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください

※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、市で同意を取得しますので税務署名を記載してください



令和 年 月 日

岸和田市長 様

住 所

(自署又は記名押印)

氏 名

連絡先 - -

特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意書

下記の生産緑地の特定生産緑地への指定について、農地等利害関係人の同意を添えて申し込みます。
記

1. 特定生産緑地指定を希望する生産緑地

所在地	地目	地積 (㎡)	生産緑地指定日	申出基準日
岸和田市			平成 年 月 日	令和 年 月 日

2. 農地等利害関係人の同意

権利種別	氏名	住所	押印 (実印)
所有権・抵当権 その他 ()			
所有権・抵当権 その他 ()			
所有権・抵当権 その他 ()			
相続税(贈与税)の納 税猶予にかかる抵当権	税務署名		

3. 添付書類

- ①本指定意向兼同意書
- ②当該生産緑地の区域を示す縮尺 2,500 分の 1 以上の図面 (窓口確認で省略可)
- ③土地登記事項証明書 (全部事項) (発行 3 ヶ月以内)
- ④印鑑登録証明 (利害関係者全員分) (発行 3 ヶ月以内)

当初同意書番号	
受付日時点地区名	

※同意書は 1 筆ごとに作成してください

※土地所有者も「2. 農地等利害関係人の同意」欄にご記入ください

※相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって税務署長が抵当権者となっている場合は、

市で同意を取得しますので税務署名を記載してください

※農地等利害関係人が表に入りきらない場合は、裏面をご使用ください

[illegible]

《特定生産緑地の指定を希望する方へ》

手続きについて

- ☐ 特定生産緑地の指定は、申出基準日の1年前までに関係書類を提出していただく必要があります。
- ☐ 指定には次の書類が必要です。
 - ① 特定生産緑地指定意向兼農地等利害関係人同意書（利害関係人の実印が必要）
 - ② 当該生産緑地の区域を示す縮尺 2,500 分の1以上の図面（窓口確認で省略可）
 - ③ 印鑑登録証明書（利害関係人全員分）（発行から3ヵ月以内）
 - ④ 土地登記事項証明書（全部事項）（発行から3ヵ月以内）
- ☐ 農地等利害関係人（地役権を除く、登記簿に記載された各権利者及び農業委員会の小作人台帳に掲載された小作人）の同意が必要です。
※財務省の抵当権（納税猶予）については、市から一括で同意手続きを行います。
- ☐ 土地登記簿の所有者が既に亡くなっているなど実態と異なる場合は、実態に併せた登記をする必要があります。
- ☐ 特定生産緑地の指定は10年ごとに延長可能ですが、指定の延長を希望する場合は指定期限日の1年前には、再度、指定意向兼同意書を提出する必要があります。

制限について

- ☐ 特定生産緑地に指定すると申出基準日から営農の義務や建築制限が10年間延長されます。（小作権が付いている場合は、小作人と十分に相談してください。）
- ☐ 特定生産緑地に指定されている間に買取り申出ができるのは、主たる従事者の死亡又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障に至った場合のみです。

税制措置について

- ☐ 特定生産緑地の税制は、30年経過するまでの生産緑地の措置が10年間継続されます。
- ☐ 納税猶予は終身営農した場合のみ免除になります。

生産緑地面積が300㎡未満の場合

- ☐ 周辺の生産緑地が買取り申出された場合、生産緑地は300㎡未満で存続することはできません。
- ☐ 道連れ解除になった場合は、税制優遇措置はなくなり、相続税等の納税猶予も切れることとなります。

その他

次の場合には、その変更された内容について、市長あてに届出をされるようお願いします。

- ① 所有者の異動があった場合
- ② 主たる従事者が変更された場合

その他同意に際してご不明な点がございましたら、岸和田市都市計画課
【電話072-423-9629】までお問い合わせ願います。

委 任 状

年 月 日

岸和田市長 様

申出者 住 所 _____
氏 名 _____ 印
電 話 _____ - _____

私儀、下記の者を代理人と定め、生産緑地法第 10 条の 2 に規定に基づく特定生産緑地の指定について特定生産緑地指定意向の申し込みに関する一切の権限を委任致します。

記

代理人氏名 :

代理人住所 :

代理人連絡先 : _____ - _____